平成２３年（フ）第５７７号
奈良市横井２丁目276番地の１　富士ビル２番館１号
債務者　岡田　初美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０３号
大分市三川上２丁目３番19号　安達アパート１
債務者　津田　由美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１１号
青森県弘前市大字山王町15番地１　ラルゴ山王203号
債務者　松本　則子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１８４３号
埼玉県戸田市本町１丁目４番３―503号
債務者　田村　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５３号
さいたま市岩槻区大字大戸583番地３
債務者　小島　　尚
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
青森県弘前市大字松原東２丁目10番地16
債務者　長内　啓子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８４号
水戸市姫子１丁目47番地の15　レオパレスルミネ202号、前住所福島県東白川郡塙町大字塙字本町27番地
債務者　須藤喜洋子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3048番地８　県営十三塚団地３棟305号、前住所鹿児島県鹿屋市串良町有里7775番地４
債務者　村山　春子（旧姓西方）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
青森県八戸市南類家５丁目９番12号
債務者　山村　和子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
青森県八戸市下長４丁目11番15―21号　県営住宅
債務者　柴田なるみ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
青森県八戸市下長５丁目２番５―25号　市営住宅Ｂ６―25
債務者　上町　博孝
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
福岡県久留米市善導寺町与田252番地10
債務者　中島　雅生
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６７１号
北九州市小倉北区砂津２丁目14番21号
債務者　谷山　壽男
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９０号
北九州市八幡西区八千代町７番７号
債務者　三輪早百合
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２５号
北九州市八幡東区羽衣町２番29号
債務者　髙橋チエ子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８３号
北九州市若松区高須西１丁目６番18号
債務者　上野　雅彦
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８４号
北九州市若松区高須西１丁目６番18号
債務者　上野　憲子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部